

◆三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品◆

〈使用事例〉



リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13年3月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。平成16年4月1日現在、74製品をリサイクル製品として認定しています。



再生プラスチック嵩上げ材使用ダクトイルグレーチング
「リサイクルグレーチング」(主要地方道四日市朝日線)



ペタールネット
「多目的ネット」(県立四日市高等学校)



ジュリプラ (ベンチ)
「再生プラスチック製のベンチ」(三重県営サンアリーナ)



ウッドブロック
「間伐材の木製ブロック」(飯南町大字向粥見)



アースソイル
「緑化基盤材」(芸濃町大字忍田字城山)



ハイブリック (KY)
「インターロッキングブロック」(三重県庁)

※三重県リサイクル製品利用推進条例の内容及び認定リサイクル製品の概要・認定状況等は、ホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp/>)でもご覧いただけます。